

日本精神神経科診療所協会 会員メーリングリストに関する規則

平成 29 年 9 月 10 日制定

第 1 条（目的）

この規則は、日本精神神経科診療所協会（以下「本協会」という。）会員を対象としたメーリングリスト（以下「本メーリングリスト」という。）を利用する会員に対し、その利用目的に沿った利用の推進を図るために、遵守すべき事項を示すことを目的とする。

第 2 条（利用目的）

本メーリングリストは、会員間における円滑な情報交換及び会員同士の交流の促進、事務連絡の効率化を図ることを目的とする。

第 3 条（運営）

本メーリングリストは、理事会の監督責任の下、本協会情報システム委員会が運営管理を行う。

第 4 条（登録資格）

本メーリングリストへの登録は、本協会定款施行細則第 2 条、第 3 条に基づく、正会員、賛助会員 A で希望者のみとする。また、本メーリングリストを利用できる者は、登録会員医師本人のみとする。

第 5 条（投稿条件）

利用者が本メーリングリストに投稿することができるのは、次の各号に掲げる条件を満たす場合に限る。

- (1) 投稿に当たっては、本名・所属を明記すること
- (2) 投稿の内容について一切の責任をもつこと

第 6 条（禁止事項）

本メーリングリストの利用に当たっては、以下に該当する内容を投稿してはならない。

- (1) 本協会の品位を損ない、または不利益となるおそれのあるもの
- (2) 公序良俗、法令に違反する行為を目的としたもの
- (3) 犯罪的行為に結びつくおそれのあるもの
- (4) 個人及び組織等の権利利益を侵害する行為
- (5) 個人及び組織等を誹謗中傷するおそれのあるもの
- (6) 特定の政治活動及び宗教活動を支援または妨害するもの
- (7) 本メーリングリスト及びこれに接続する他のネットワークの正常な維持及び運用を妨げるもの
- (8) 営利を目的とするもの
- (9) その他本メーリングリストの利用目的から逸脱するもの

第7条（転載・転送）

本メーリングリストのメールを、外部へ転載、転送することは禁止とする。また、メーリングリストで入手した情報を外部に流出してはならない。

第8条（添付）

本メーリングリストでは、サーバーの負荷等を考慮し、ファイルを添付することは禁止する。

第9条（規則違反の指導）

本協会情報システム委員会は、規則に反する投稿があったと判断する場合、投稿者に規則を遵守するよう指導を行うことができる。

第10条（登録資格の抹消、異議申し立て）

第6条の規則に違反する投稿を繰り返し行うなど、本メーリングリストの適正な運営に支障を与えていると本協会情報システム委員会が判断する場合、理事会の承認を得て、当該会員の本メーリングリストの利用を禁止することができる。尚、委員会は当該会員に通告し、事由を理事会に報告しなければならない。また、当該会員は、処分に異議ある時は理事会に申し立てることができる。

第11条（免責事項）

本メーリングリストに投稿されたメッセージの内容については、投稿者がすべての責任を負い、本協会としては責任を負わない。また、配信された内容の信頼性に関しては受信者が責任をもって判断しなければならない。本メーリングリスト利用による利用者の損害を本協会は一切責任を負わない。

第12条（運営の中断）

本協会は、運営を妨害する行為を受けた場合、本メーリングリストの運営を一時中断することができる。また、メンテナンスによるサーバー停止等、運営上やむを得ない場合は本メーリングリストの運営を一時中断することができる。

第13条（改廃）

本規則の改廃は、本協会情報システム委員会において検討し、理事会の議決を得て行うことができる。なお、改廃の内容は利用者に通知しなければならない。

附則

この規則は、平成29年9月10日より適用する。